

令和7年度高山村有機農業実施計画に係る情報発信・PR 業務企画提案仕様書

1 業務名

令和7年度高山村有機農業実施計画に係る情報発信・PR 業務委託

2 業務の目的

本事業では国のみどりの食料システム戦略に基づき、担い手確保や遊休農地解消等の課題解決を図りつつ、産業としての農業の維持・発展を目的とし、地域ぐるみによる有機農業推進を主体とする推進体制づくり、官民共創による生産から流通・販売、消費に係る一体的な取り組みを進めるため、有機農業実施計画を策定し、その実現に向けて各種取組を実施する。

そのうち、消費関連の取組のひとつとして、有機農業実施計画に係る情報発信及び PR 業務の一部を委託し、生産者と消費者の相互の理解を深める。

3 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

4 業務の内容

本業務では、有機農業実施計画の「見える化」および高山村内外への認知拡大、生産者・村民・消費者の相互理解促進を目的として、以下の情報発信・PR 業務を実施する。

併せて、業務の実施にあたっては、地域おこし協力隊をはじめとした高山村内の関係者(行政担当課、地域プレイヤー等)と連携し、村全体での発信体制強化と実効性の高い施策展開を図る。

① 高山村生産者チームの個別サポート

有機農業に取り組む高山村内の生産者チームを対象に、商品設計や販売促進に関する個別支援を行う。必要に応じて販促資料の作成や、ポケマル掲載サポートなどを実施し、出品体制の整備を図る。オンラインで年間を通じて1時間×5回を想定する。

② 有機農業者ディスカッションの実施

有機農業に取り組む村内生産者および関係者複数名に対して、有機農業の意義や今後の展望について語り合うディスカッションを実施する。特設ページの作成やコンテンツの基礎情報収集を目的とし、生産者の想いや地域のビジョンを明らかにする。

③ 特設ページ(LP)の開設

高山村の有機農業の取組、OV 宣言の背景、生産者の紹介、レシピ、関連イベント情報などを掲載する特設ページ(LP)を作成・公開する。ページ制作にあたっては、①で得られた内容をもとに、村民・外部消費者双方への理解促進を図る設計とする。

④ EC サイト等でのオンラインでの情報発信

有機農業に取り組む高山村の魅力を EC サイト等でのオンライン上で発信する。短期的な販売ではなく、中長期的なブランド認知・ファン獲得を目指す情報発信を実施する。

マガジンは1回程度で高山きゅうりの特集を行うものとし、SONS 及びメルマガは年間3回程度、

送料割引キャンペーンやマガジン、特設ページの認知拡大を行うものとする。

⑤ 送料割引キャンペーンの実施

ポケマルでの販売時における送料割引キャンペーンを実施し、消費者が試しやすい環境をつくる。
特に旬のタイミングや SNS 投稿と連動させることで、購買行動につなげる。

⑥ バイヤーと現地商談

有機農産物を取り扱うバイヤーと商談会を行う。村外への販路拡大の関係づくり構築を目的とする。必要に応じて、生産者との橋渡しや商談準備支援を行う。

⑦ ブランドリーフレットの作成

ア、リーフレット仕様

- (1) 規格:A6(折り加工後)
- (2) 刷り:両面刷り
- (3) 製本:3頁、巻き三つ折り
- (4) 成果物 3,000 部

イ、リーフレット成果物

- (1) リーフレット 3,000 部
- (2) リーフレット WEB 公開用電子データ
- (3) その他、当該業務において使用した画像データ等の素材

⑧ 成果報告会の実施

本事業で実施した取組について、特設ページを活用しながら、自治体関係者・村民・生産者向けの成果報告会を開催する。令和7年度の取組成果および次年度に向けた課題や方向性を共有し、今後の地域づくりへの意欲醸成を図る。

5 成果品等の提出

本業務における成果品は次のとおりとする。なお、提出はマイクロソフトワードまたはパワーポイントファイルの電子データを提出すること。

- (1) 業務報告書
- (2) その他、発注者から求められた資料等

6 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取り扱う個人情報について、高山村個人情報保護法施行条例（令和5年高山村条例第7号）を遵守するものとする。

7 成果物の権利関係

本業務の履行における成果品の所有権は、すべて高山村に帰属するものとする。

8 留意事項等

- (1) 契約締結後は、業務の遂行について速やかに打合せ協議を実施するものとする。また、受託者は随時、業務の進捗状況について高山村に報告することとし、協議確認を取りながら業務を進めることとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者

との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら高山村の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

(3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏洩がないよう、十分な対策を講じることとする。

(4) 受託者の責任に帰すべき理由により、高山村または第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償することとする。

(5) 受託者は、本業務に係るデータを5年間無償で保管することとする。この場合、高山村の承認を得ずにデータを転用または第三者に使用させてはならない。

(6) 契約書及び仕様書等に記載のない事項については、その都度協議する。

(7) 本仕様書は、受託者選定に係る規格提案募集において適用されるものであり、業務委託契約書に添付する仕様書については、受託候補者との協議の上、改めて作成する。

(8) 本業務の受託者は、ぐんま電子入札共同システム令和 6・7 年度物品・役務入札参加資格者名簿に営業品目（大分類）「イベント・企画・デザイン・制作」に登載があることとする。